



謎とき！ 下京

若一神社(西大路通八条上)の前の「こ神木」として

はがきに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢のほか紙面への感想を書いて、2月

- ①源義経
- ②平清盛
- ③後白河上皇

2月28日は、固定資産税・都市計画税 第4期分の納期限です

納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

☎ 市民税課(☎371・7171)

安心安全のまちなか

安心の保険 TSマーク



TSマーク(赤マーク)

対策協議会(☎371・7170)

自身のけがや死亡のための傷害保険と、相手への補償のための賠償責任保険の2つがセットになった、TSマーク保険。自転車安全整備店で、年に1回点検整備を受け、点検・整備料を払ってTSマークを貼ってもらえば、保険が付帯されます。青マークと赤マークの2種類があり、整備店により取扱いが異なります。賠償責任補償の最高限度額は、赤マークが2千万円、青マークが1千万円です。

平成17年中の自動車事故は、市内で2千337件発生していましたが、安心安全に発生していません。安心安全に自転車に乗るため、年に1度の点検整備を受け、TSマークを自転車に貼ります。

☎ 下京区交通対策協議会(☎371・7170)



「聞こえ」に不自由な方を支えるためのボランティアスクール

「聞こえ」に不自由な方の日常生活に近づき、情報伝達とコミュニケーションの手段である要約筆記について学ぶ「聞こえ」に不自由な方を支えるためのボランティアスクールを開催します。

最近注目される要約筆記の演習も行います。ぜひご参加ください。

☎ 申込み 下京区社会福祉協議会(☎361・1081) FAX 361・1093 E fukusio9@mediawars.ne.jp



「昨年」のボランティアスクールの様子

28日(水)必着で、〒600 0816(住所記載不要)下京区役所総務課「謎とき」下京の係までお送りください。

正解者の中から抽選で2人の方に記念品を差し上げます。当選の発表は、記念品の発送をもってかえさせていただきます。なお、回答は4月15日に掲載します。

12月15日号の解答

東中筋通の別名、天使突抜通の名前の由来となり、かつて「天使の社」と呼ばれた神社とは、①五條天神社でした。

けすぞう君の防災 Q&A



こんにちは、けすぞう君です。

今回は、出初式と昨年の区内の火災発生状況についてお話をします。

出初式

1月11日に、京都市消防出初式が京都府会館前で行われました。下京区でも1月中旬に各消防分団の出初式が行われ、自主防災会など地域の皆さんの前で消防団の勇姿が披露されました。消防団と自主防災会などは互いに協力して、今年1年の無火災と防火・防災への決意を新たに「安全な町・下京」を築いていくことを誓いました。



消防団長・消防署長による点検

消防団員を募集中

入団方法など詳しくは、お近くの
下京消防団員または下京消防署
庶務係(☎361・4411)までお問い合わせください。

無火災と防火・防災のために

平成18年の区内の火災発生状況

区内では、前年に比べて9件少ない、19件の火災が発生しました。

年別	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
市区別					
京都市内	330件	298件	272件	275件	256件
下京	29件	15件	14件	28件	19件

原因別の火災件数を見ると、放火(疑いを含む)が7件と最も多く、たばこが4件、天ぷら鍋が1件、その他が7件となっています。区内の放火件数は、前年に比べて減少しましたが、放火は全国的にも火災原因の一位を占めています。放火を防ぐために「放火防止五カ条」を実践しましょう。

放火防止五カ条

- 1 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- 2 夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- 3 空き家、物置にはカギをかけましょう。
- 4 車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
- 5 地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

春の火災予防運動

3月1日～7日

市税の基礎知識 Q&A

所得税の確定申告について

Q 所得税の確定申告をするのは、商店や工場を経営されている人で、会社などに勤める人や年金生活者には関係がないのでしょうか。

A いいえ。給与の収入額が2,000万円を超える方など、一定の条件にある方は所得税の確定申告をしなければなりません。また、確定申告をする必要がない人でも、所得から差し引くこと(控除)のできる金額が漏れている場合に、確定申告をすることで税金が還付されることがあります(還付申告)。

Q 所得から控除できるものとは何ですか。

A 給与や公的年金等の支払者へ届け出た以外の、社会保険料や生命保険料・損害保険料などです。多額の医療費()を支払った場合も、所得から控除できることがあります。控除ができる高額な医療費(最高200万円)＝(支払った医療費 保険等により補てんされた額) (10万円または総所得額の5%のいずれか低い額)

Q 申告は、どこですればいいですか。

A 税務署または4面の囲み記事でお知らせしている会場で申告してください。給与と所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告は、区市民税課でも受け付けます。なお、所得税の確定申告をされた方は、市・府民税の申告が不要です。

☎ 市民税課(☎371・7172)